

長浜地区地区計画を策定

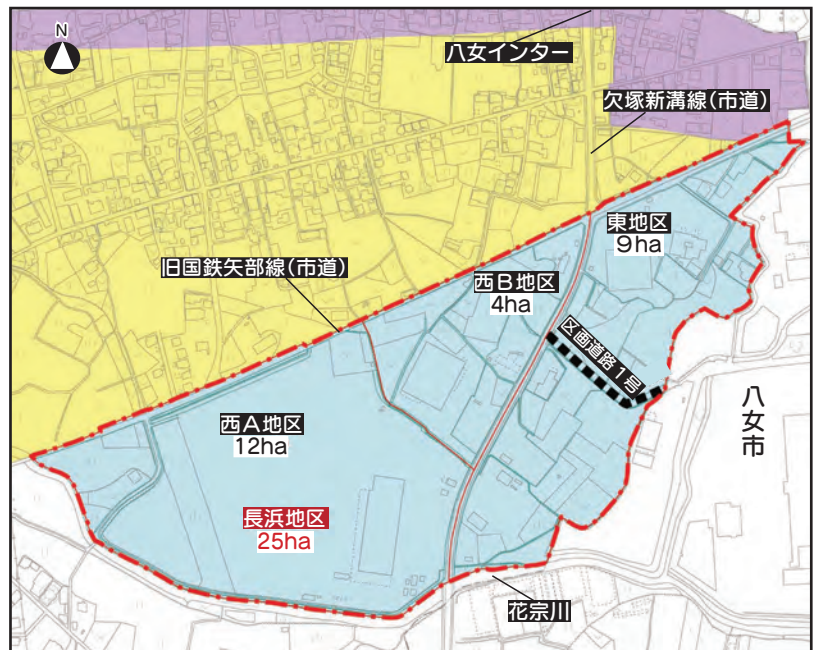
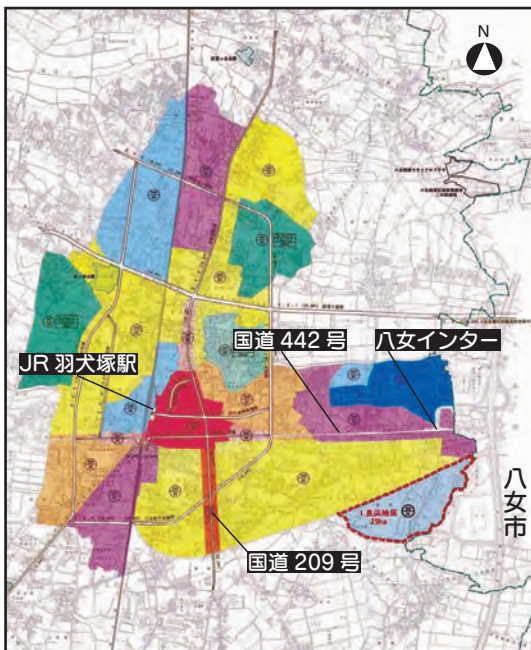
計画区域内での建築行為等は事前に届出を

筑後市では、さらなる産業の振興と地域の発展を目指し、平成 21 年 10 月 16 日に、長浜地区の都
 画用途地域を工業地域に変更するとともに、地区独自のまちづくりのルールを定めた長浜地区地区
 計画を決定しました。

今後、地区計画区域内で一定の行為を行う場合は、都市計画法に基づき、事前に市への届け出が
 必要です。

◆届け出が必要な区域

九州自動車道八女インターチェンジから南へ約 300 m 離れた次の区域 (25ha) が対象です。



◆地区整備計画

長浜地区地区計画では、土地利用の混在を防ぎながら、活力ある工業地区の形成を図るため、区
 域を 3 地区に分け、地区ごとに定めた地区整備計画に沿ってきめ細かな土地利用誘導を推進します。

地区施設の 配置及び規模	種別	名称	幅員	延長	備考	
	道路	区画道路 1 号	9m	180m	新設	
地区の 区分	地区の名称	西 A 地区	西 B 地区	東地区		
	地区の面積	12ha	4ha	9ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限				
		次に掲げる建築物は建築してはならない				
		1. 建築基準法別表第二(わ)項第五号に掲げる店舗、飲食店その他これらに類するもの	1. 建築基準法別表第二(わ)項第五号に掲げる店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの	1. 建築基準法別表第二(わ)項第五号に掲げる店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が 3,000 m ² を超えるもの		
		2. 建築基準法別表第二(わ)項第七号に掲げるポーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類するもの				
		3. 建築基準法別表第二(わ)項第八号に掲げる麻雀、パチンコ店、ゲームセンターその他これらに類するもの				
4. 建築基準法別表第二(わ)項第二号及び第三号に掲げる住宅、共同住宅、併用住宅その他これらに類するもの						

◆届け出行為

届け出が必要な区域で、次の行為を行うときは、その行為の30日前までに市への届け出が必要です。

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築または工作物の建設
- ③建築物等の用途の変更

※ただし、次の行為については、届け出の必要はありません。(③、④、⑤については、計画内容との整合を図るため、別途協議の必要があります)

- ①通常の管理行為、軽易な行為等で一定のもの（仮設のもの建築や区画形質の変更、既存の建築物の管理として行うもの等）
- ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③国または地方公共団体が行う行為
- ④都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずるものとして行う行為で一定のもの（土地区画整理事業、都市再開発事業等）
- ⑤開発許可を要する行為

◆届出図書

●届出書（正副2部）

●添付書類

①土地の区画形質の変更

行為を行う土地の区域・区域内及び区域の周辺の公共施設を表示する図面、設計図

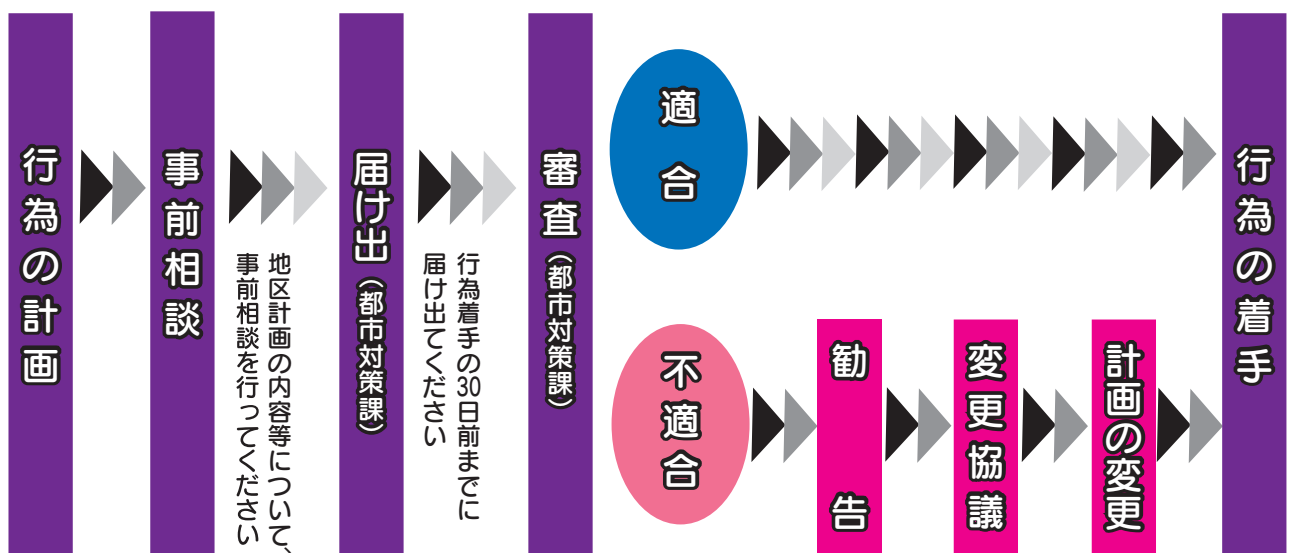
②建築物の建築または工作物の建設 ③建築物等の用途の変更

敷地内の建築物または工作物の位置を表示する図面、2面以上の立面図、各階平面図、求積図・面積表

●提出先 筑後市 都市対策課 都市計画係

※届出様式は、ホームページ (<http://www.city.chikugo.fukuoka.jp>) からダウンロードできます。

◆届出の流れ



◆届出・問合せ

筑後市 都市対策課

〒833-8601 筑後市大字山ノ井898

TEL / 0942-65-7029 (直通)

FAX / 0942-54-0335

URL / <http://www.city.chikugo.fukuoka.jp>